

2012年9月19日、安全保障理事会第6838回会合にて採択

安全保障理事会は、

武力紛争により影響を受けている子どもの保護に対処するための包括的枠組に寄与している、1999年8月25日の1261(1999)、2000年8月11日の1314(2000)、2001年11月20日の1379(2001)、2003年1月30日の1460(2003)、2004年4月22日の1539(2004)、2005年7月26日の1612(2005)、2009年8月4日の1882(2009)および2011年7月12日の1998(2011)の安保理諸決議並びに安保理議長に関連する全ての諸声明を想起し、

国際の平和および安全に関する安保理の主要な責任並びに、これに関連した、子どもに関する武力紛争の広範な影響に対処する安保理の公約をくり返し表明し、

2012年4月26日の事務総長報告書(A/66/782-S/2012/261)を審議した本決議は同事務総長報告書に言及されている事態がジュネーブ諸条約とその追加議定書の分脈内の武力紛争であるか否かに関する法的決定求めるものでないことのみならずこれらの事態に関与している非国家当事者の法的地位を害するものでないことを強調し、

武力紛争の影響を受けている全ての子ども達に保護と救援を提供する政府の主要な役割を強調し、また監視および報告制度の枠組内の国際連合機関により取られたあらゆる活動は、国の政府の保護と社会復帰を支援した、適切な場合には、補足するために計画されなければならないことを強調し、

武力紛争のあらゆる状況において子ども達を包括的に保護する重要性を強調し、

安保理諸決議1612(2005)、1882(2009)そして1998(2011)の履行が進展、とりわけ多くの子ども達の動員解除、武力紛争の当事者と国際連合との間の行動計画の調印並びに事務総長年次報告書の添付書類の一覧表から紛争当事者を削除すること、を招いたことを確認し、

武力紛争の当事者が、武力紛争における子どもの権利と保護に関する適用可能な国際法の関連規定に刑事責任の免除で違反し続けているという、武力紛争のある状況における現場での進展が欠けていることを深く懸念し続け、

国の主体的取組を念頭に置きつつ、武力紛争により影響を受けた子ども達の保護、再統合および社会復帰のための国の能力を強化することの重要性を認識し、

ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪および子ども達に対して犯された他のひどい犯罪に責任を有する者の刑事責任の免除を終わらせそして起訴する国家の責任を想起し、

武力紛争の状況において子ども達に対して罪を犯したと申し立てられた者が国内の司法制度および適用可能な場合には、国際司法制度並びに混合刑事裁判所および法廷を通して、刑事責任の免除を終わらせるために、訴追されることの必要性を強調し、

国際刑事裁判所のローマ規程の関連規定にまた留意し、

1. 新しい子どもと武力紛争担当事務総長特別代表の任命を歓迎しまた関連する安全保障理事会決議に従った、武力紛争の状況下の子どもの保護のための職務権限を遂行する同代表の活動の重要性を強調する。

2. 武力紛争の当事者による子ども達の勧誘と使用並びにその再勧誘、殺害および深刻な後遺症を伴う傷害、レイプや他の性的暴力、拉致、学校および若しくは病院に対する攻撃に関する適用可能な国際法のあらゆる違反並びに武力紛争の当事者による人道的アクセスの拒否を強く非難しまた関連する全ての当事者が直ちにかかる慣行に終わりをもたらしそして子どもを保護するための特別な措置を講じることがを要求する。

3. 特定の行為者が、その問題に関する安保理決議を公然と無視して、武力紛争の状況下において、子どもに対する暴行および虐待を執拗に犯していることに深い懸念を表明し、またこれに関連して、

(a) 関係する加盟国に対し、国内の司法制度また適切な場合には国際的な司法制度を通して、かかる暴力に対して責任を有する者を訴追することを求める。

(b) 安保理諸決議 1539 (2004)、1612 (2005)、1882 (2009) そして 1998 (2011) の関連する規定を考慮しつつ、執拗な犯罪者に対する対象を特定した且つ段階をつけた措置を採択する安保理の用意が調っていることをくり返し表明する。

4. 事務総長特別代表に対し、見解の交換を可能にする、一覧表からの削除過程および為された進展に関する疑問について、安全保障理事会に説明することを招請する。

5. 子どもと武力紛争に関する作業部会が、一年以内に、子どもと武力紛争担当事務総長特別代表の支援を得て、武力紛争の状況下で子どもに対する暴力と虐待を犯した執拗な犯罪者への圧力を増すための幅の広い選択肢を考慮するという安保理の求めをくり返し表明する。

6. 事務総長に対し、子どもと武力紛争に関する安保理決議と議長声明の履行について安保理に年次報告書を提出し続けることを要請する。

7. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。